

令和 8 年 4 月 2 7 日 招 集

第 3 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和8年第3回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第2号	専決処分事項の報告について	令和8年 4月27日		
議第30号	専決処分事項の承認について（天草市税 条例の一部を改正する条例）	〃		
議第31号	専決処分事項の承認について（天草市都 市計画税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第32号	専決処分事項の承認について（天草市国 民健康保険税条例の一部を改正する条 例）	〃		
議第33号	令和8年度天草市一般会計補正予算（第 1号）	〃		
議第34号	固定資産評価員の選任について	〃		

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月27日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和7年11月30日（日曜日）午後0時30分頃
- 2 事故発生場所 天草市東町3番地（天草市民センター体育館内）
- 3 和解の相手方 宇城市在住者
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、ミニバレーボール大会の試合中、相手方が床面に滑り込んだ際に、床板の剥離により相手方が負傷し、損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 72,377円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第30号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、天草市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年4月27日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第4号

専決処分書

天草市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第8号

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成18年天草市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車

税」に改める。

第91条第2項中「第81条第2号」を「第81条の3第2号」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する

年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める。

附則第１８条第５項第２号、第１９条第２項第２号及び第２０条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第２０条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第２０条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項」を「及び第７条の３第１項」に改める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第３条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２ この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能

割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 天草市税条例等の一部を改正する条例(平成26年天草市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議第 3 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第5号

専 決 処 分 書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第9号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成18年天草市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第15項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 3 2 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第6号

専決処分書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第10号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成18年天草市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の4の見出し中「国民健康保険の」を「18歳以上」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「）並びに」を「）」、「」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について980円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均
等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
70円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について700円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均
等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
50円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について280円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税

義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第19項、第20項及び第22項から第29項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 33 号

令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 4 月 27 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	360,000